

# 平成29年第2回足寄町議会臨時会議事録（第1号）

平成29年5月16日（火曜日）

## ◎出席議員（11名）

1番 熊澤芳潔君	2番 榊原深雪君
3番 多治見亮一君	5番 川上初太郎君
6番 前田秀夫君	7番 田利正文君
8番 高道洋子君	9番 高橋健一君
10番 星孝道君	11番 高橋秀樹君
12番 井脇昌美君	13番 吉田敏男君

## ◎欠席議員（1名）

4番 木村明雄君

## ◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会教育長	藤代和昭君

## ◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	渡辺俊一君
総務課長	大野雅司君
消防課長	大竹口孝幸君
福祉課長	丸山晃徳君
住民課長	松野孝君
経済課長	村田善映君
建設課長	増田徹君
国民健康保険病院事務長	川島英明君

## ◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長 沼田聡君

## ◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	櫻井保志君
事務局次長	横田晋一君
総務担当主査	西岡潤君

## ◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名< P 4 >
- 日程第 2 会期の決定< P 4 >
- 日程第 3 常任委員の選任< P 4 ~ P 5 >
- 日程第 4 議会運営委員の選任< P 5 ~ 6 >
- 日程第 5 行政報告（町長）< P 6 ~ P 7 >
- 日程第 6 報告承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて〔平成 28 年度足寄町一般会計補正予算（第 13 号）〕< P 7 ~ P 8 >
- 日程第 7 報告承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて〔平成 28 年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）〕< P 8 ~ P 9 >
- 日程第 8 議案第 43 号 パソコン等購入売買契約について< P 10 >
- 日程第 9 議案第 44 号 除雪トラック（雪寒機械）購入売買契約について< P 10 ~ P 11 >
- 日程第 10 議案第 45 号 はるにれ団地公営住宅新築建築主体（3 号棟）工事請負契約について< P 11 ~ P 12 >
- 日程第 11 議案第 46 号 はるにれ団地公営住宅新築建築主体（4 号棟）工事請負契約について< P 12 ~ P 13 >
- 日程第 12 議案第 47 号 足寄町税条例の一部を改正する条例< P 13 ~ P 14 >
- 日程第 13 議案第 48 号 足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例< P 14 ~ P 15 >
- 日程第 14 議案第 49 号 平成 29 年度足寄町一般会計補正予算（第 1 号）< P 15 >

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 4番木村明雄君は欠席であります。

ただいまから、平成29年第2回足寄町議会臨時会を開会をいたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時01分 休憩

午前10時04分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 町長挨拶

○議長（吉田敏男君） 町長 安久津勝彦君から招集の挨拶があります。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、本臨時会招集に当たっての御挨拶をさせていただきます。

まず最初に、ことしの年明けに既に新聞報道されておりますけれども、電算処理のシステム上問題があったということで後期高齢者医療制度の保険料の算定の関係、さらには国民健康保険税にかかわる関係、既に新聞報道されています。

それで、きょう口頭で申しわけありませんけれども、まずは後期高齢者医療制度の関係で少し数値が確定してまいりましたので、ちょっと経過含めて御説明をさせていただいて、詳細につきましては6月定例会のときにこの後期高齢者医療制度の関係、さらには国民健康保険制度の間違っていた点、詳細については6月定例会で行政報告でしっかりと報告をさせていただきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

まず、口頭で申しわけありませんけれども、後期高齢者医療制度の保険料の判定誤りについてということで報告をさせていただきます。

この後期高齢者医療制度につきましては、

平成20年からこの制度がスタートをしております。

北海道では広域連合ということでスタートをしておりましたが、この電算処理システム、これは標準システムと言われているのですが、これの設定に誤りがあったということで平成28年12月27日付で昨年の年度末に厚生労働省から通知が来たわけでありまして。

この設定の誤り、どういうことで誤りがあったのかといいますと、青色申告をされている世帯で保険料の均等割という部分があるのですが、これの軽減判定が誤っていたという、これシステム上の問題ということで、明らかになったということでございます。

それで、この通知に基づいてシステム会社といろいろとやり取りをしていたのですが、本町の場合、制度発足以降、昨年28年まで8名の世帯、件数でいきますと10件の世帯に還付が生じるという結果が出ました。

それで、還付の結果ということですから、一刻も早く還付をしようということで、今月の末ぐらいから、これはもう直接還付の説明を含めて直接職員が連絡を取って還付作業に入りたいということで作業を進めたいというふうに考えていますので、御理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。

繰り返しになりますけれども、詳細につきましては国民健康保険税等を合わせて6月の定例会に行政報告でしっかりと説明をさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

さて、本日の案件でありますけれども、この後、議長のお許しをいただいた後、行政報告を2件予定しております。

さらに、報告承認案件といたしましては2件、それから議案といたしましては7件の議案を提案させていただきたいというふうに考

えておりますので、御審議のほどをよろしく  
お願い申し上げまして、本臨時会招集に際し  
ての御挨拶にかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいいたします。

#### ◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会  
議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおり  
です。

#### ◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署  
名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第  
184条の規定によって、12番井脇昌美  
君、1番熊澤芳潔君を指名をいたします。

#### ◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員  
長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 本  
日開催されました、第2回臨時会に伴う議会  
運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日1日間であります。

本日は、任期満了に伴う常任委員の選任、  
議会運営委員の選任を行います。

次に、町長から行政報告を受けます。

次に、報告承認第1号から報告承認第2号  
と、議案第43号から議案第49号を即決で  
審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

なお、本日の本会議終了後、地方創生調査  
特別委員会を開催いたしますので、よろしく  
お願いいいたします。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営  
委員会委員長の報告を終わります。

#### ◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定  
の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと  
思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めま  
す。

したがって、会期は本日1日間に決定をい  
たしました。

#### ◎ 常任委員の選任

○議長（吉田敏男君） 日程第3 常任委員  
の選任を行います。

お諮りをいたします。

常任委員の選任方法につきましては、条例  
第113条の第2項の規定により、議長が会  
議に諮って指名することになっております  
が、従来行ってきた方法は各議員から希望を  
とり、議長が調整の上、会議に諮って指名す  
る方法をとっておりますが、この方法で御異  
議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めま  
す。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時12分 休憩

午前10時23分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を  
再開をいたします。

常任委員の選任については、条例第113  
条第2項の規定により、総務産業常任委員7  
名、お名前を申し上げます。

多治見亮一君、川上初太郎君、前田秀夫  
君、高道洋子君、高橋健一君、井脇昌美君、  
吉田敏男、以上7名であります。

次に、文教厚生常任委員会6名。

熊澤芳潔君、榊原深雪君、木村明雄君、田  
利正文君、星孝道君、高橋秀樹君、以上6名  
であります。

広報広聴常任委員会は、条例第106条第  
1項第3号の規定により、議長を除く12人  
の委員といたします。

以上のとおり、指名をいたします。  
これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいたしましたとおり、常任委員に選任することに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時24分 休憩

午前10時25分 再開

○副議長(井脇昌美君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいま、総務産業常任委員に選任をされました吉田議長から、常任委員を辞任したい旨の申し出がございました。

議長は、その職責上どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など、議長固有の権限を考慮するとき、一個の委員会に委員として所属することは適当でなく、条例第113条第7項の規定により辞任を認めているところでございます。

総務産業常任委員を辞任したいとするものでございます。

辞任について許可することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(井脇昌美君) 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務産業常任委員の辞任については、許可することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時28分 再開

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に、各常任委員会を開催をいたしまして、正副委員長の互選をお願いをいたします。

なお、互選の結果を議長に報告をお願いをいたします。

午前10時29分 休憩

午前10時45分 再開

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に、各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告をいたします。

総務産業常任委員会委員長に高道洋子君、副委員長に多治見亮一君。

文教厚生常任委員会委員長に高橋秀樹君、副委員長に田利正文君。

広報広聴常任委員会委員長に川上初太郎君、副委員長に木村明雄君。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

#### ◎ 議会運営委員の選任

○議長(吉田敏男君) 日程第4 議会運営委員の選任を行います。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時46分 休憩

午前10時49分 再開

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

お諮りをいたします。

議会運営委員会委員の選任については、条例第113条第2項の規定により、熊澤芳潔君、榊原深雪君、川上初太郎君、高道洋子君、高橋秀樹君、以上5人を指名したいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいたしました5人の方を議会運営委員に選任することに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に議会運営委員会を開始し、正副委員長の互選をお願いをいたします。

午前10時50分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

諸般の報告を行います。

休憩中に、議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告をいたします。

委員長に榊原深雪君、副委員長に熊澤芳潔君。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

#### ◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 日程第5 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。

これを許します。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、2件の行政報告を申し上げます。

4月18日の低気圧の接近による強風被害の発生とその対応について御報告をいたします。

前線を伴った発達した低気圧の接近に伴い、北海道では4月18日に非常に強い南東の風が吹き、太平洋側西部では大雨となりました。

町内では、北海道がオンネトー展望台に設置している観測機器で18日、午後4時40分に最大瞬間風速毎秒27.7メートルを観測いたしました。

なお、この日の町民センター前の足寄観測所の観測値は、午前8時10分に最大瞬間風速毎秒5.9メートルでありました。

今回の強風は、オンネトー地区のみの局地的なものと思われ、被害についても野中温泉別館で2階屋根の一部及び浴室部分屋根の一

部飛散、野中温泉で住宅部分を除く屋根の約3分の2及び車庫の屋根が飛散する等の被害が発生しましたが、幸いなことに住人、観光客等への人的被害はありませんでした。

町の対応であります。18日夕方に野中温泉別館から強風被害発生連絡を受け、総務課及び経済課職員が現地に出かけましたが、依然として非常に強い風が吹き続けていたため、詳細な調査は危険であると判断し、住民等が屋内に避難し安全確保が図られていることを確認して帰庁し、翌日の19日に再度、被害状況の現地調査を行ったところであります。

今回の強風被害の発生に際し、家屋の補修、改修に係る支援のため、昨年夏の台風被害時同様に、足寄町住環境・店舗等整備補助金により工事費等の2分の1、最大150万円の補助金の交付を行うこととし、被害に遭われた2世帯に既に説明を行ったところであります。

なお、今回の支援策におきましては、既定予算で対応することとしておりますが、一般世帯等での足寄町住環境・店舗等整備補助金の申請状況によっては今後の議会において補正予算の提案をさせていただく予定でありますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、新公立病院改革ガイドライン、以下「新ガイドライン」と言わせていただきます。

これに基づく新たな公立病院改革プランについて、別冊のとおり新足寄町国民健康保険病院改革プランを策定し、平成29年3月に北海道へ提出、受理されましたので御報告を申し上げます。

公立病院改革プランについては、これまで平成20年度に国が示した公立病院改革ガイドラインにより、病院事業を設置する地方公共団体に経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しといった三つの視点に立った改革を一体的に推進するよう求められたところであります。

そのため、町国保病院においても、平成21年3月に足寄町国民健康保険病院経営改善計画を策定し、平成21年第3回臨時会において行政報告させていただくとともに、この間、計画に基づく経営改善に取り組んでまいりました。

しかしながら、地方の公立病院は依然として医師不足などの厳しい環境が続いており、持続可能な経営を確保しきれない病院も多く、地域ごとに適切な医療提供体制の再構築に取り組んでいくことがますます必要となってきました。

そのため、国は平成27年3月31日付で公立病院改革の推進についてを地方公共団体に通知するとともに新ガイドラインを示すことで公立病院に対して新プランの策定を求めることとなりました。

新ガイドラインでは、前ガイドラインに基づく改革を継続しつつ、都道府県による地域医療構想の検討及び実現に向けた取り組みと整合的に行うことが掲げられるとともに、前ガイドラインの三つの視点を継続しつつ、新たに地域医療構想を踏まえた役割の明確化が盛り込まれました。

新プランは、地域医療構想の策定状況を踏まえ、できる限り早急に策定することとされておりましたが、北海道が平成28年12月22日付で北海道医療計画を策定をし、これにより十勝地域推進方針が正式に決定されたことから、町国保病院においても平成28年度中に策定することといたしました。

概要を申し上げますと、計画期間は平成29年度から32年度までの4年間で、この計画期間中に国の新ガイドラインに沿った形で町国保病院が地域における医療提供体制の役割を果たすと同時に十勝地域医療圏域において担うべき医療機能を提供していくために持続可能な体制の構築と、経営の効率化においては計画最終年度に経常収支の黒字化を目指すものであります。

新プラン策定に当たっては、町国保病院職員をメンバーとした新公立病院改革プラン策

定院内検討委員会を設置するとともに、副町長を委員長とした足寄町国民健康保険病院経営改善検討委員会を開催し、内容について協議、検討を重ねてまいりました。

今回新たに策定したプランについては、町国保病院ホームページに掲載するほか、今後、町の広報誌による町民の皆様への公表も行ってまいりたいと考えております。

なお、町内福祉施設等の今後の動向を踏まえた町国保病院の将来的な病床削減など、現状において方向性が未確定である部分もあることから、具体的に示すことができない内容については平成29年度以降のプラン見直しも視野に、さらに協議、検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

#### ◎ 報告承認第1号

○議長（吉田敏男君） 日程第6 報告承認第1号専決処分の承認を求めることについて〔平成28年度足寄町一般会計補正予算（第13号）〕の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、報告承認第1号専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認をお願いするものでございます。

専決処分書。

平成28年度足寄町一般会計補正予算（第13号）を、別紙のとおり専決処分する。

理由でございますが、平成28年度末において、町税、自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税、株式等譲渡所得割交付金、地方消費

税交付金、自動車取得税交付金、地方交付税、繰入金、繰出金等の変更により予算の補正をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

専決処分した内容について御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

平成28年度足寄町一般会計補正予算（第13号）。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ350万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億9,905万2,000円とするものでございます。

歳出から申し上げます。

9ページをお願いいたします。

第8款土木費、第4項都市計画費、第3目下水道費におきまして、公共下水道事業特別会計繰出金を350万円減額いたしました。

次に、歳入の主なものについて申し上げます。

6ページにお戻りください。

第1款町税におきまして、個人町民税と法人町民税を合わせて341万2,000円を計上いたしました。

7ページとなりますが、第6款地方消費税交付金におきまして、地方消費税交付金を1,130万9,000円減額いたしました。

第7款自動車取得税交付金におきまして、自動車取得税交付金といたしまして420万円を計上いたしました。

8ページでございますが、第10款地方交付税におきまして、特別地方交付税といたしまして1億154万4,000円を計上いたしました。

第18款繰入金におきまして、財政調整基金繰入金を1億2万1,000円減額いたしました。

3ページにお戻りください。

3ページ、第2表繰越明許費補正といたしまして2件について追加いたしました。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

6ページをお開きください。

6ページから9ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、3ページにお戻りください。

第2表繰越明許費補正、追加2件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、報告承認第1号専決処分の承認を求めることについて、平成28年度足寄町一般会計補正予算（第13号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、報告承認第1号専決処分の承認を求めることについて、平成28年度足寄町一般会計補正予算（第13号）についての件は、原案のとおり承認されました。

## ◎ 報告承認第2号

○議長（吉田敏男君） 日程第7 報告承認第2号専決処分の承認を求めることについて、平成28年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま、議題となりました報告承認第2号専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認をお願いするものでございます。

専決処分書。

平成28年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を別紙のとおり専決処分する。

理由でございますが、平成28年度末において、町債等の変更により予算の補正をする必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

専決処分した補正予算の内容について、御説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。

平成28年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）。

歳入歳出の総額に変更はなく、歳入予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額を補正するものでございます。

13ページをお願いいたします。

歳入 第4款繰入金におきまして、一般会計繰入金といたしまして350万円を減額いたしました。

第7款町債におきまして、公共下水道事業債といたしまして350万円を計上いたしました。

11ページにお戻り願います。

第2表地方債補正におきまして、1件の補

正をお願いするものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

13ページをお開きください。

歳入一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

11ページにお戻りください。

第2表地方債補正、変更1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、報告承認第2号専決処分の承認を求めることについて、平成28年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、報告承認第2号専決処分の承認を求めることについて、平成28年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の件は、原案のとおり承認されました。

◎ 議案第43号

○議長（吉田敏男君） 日程第8 議案第43号パソコン等購入売買契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま、議題となりました議案第43号パソコン等購入売買契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成29年5月10日、足寄町財務規則に基づき指名競争入札に付したパソコン等購入について、下記のとおり売買契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、パソコン等購入でございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、1,598万4,000円でございます。

契約の相手方は、帯広市西19条南1丁目4番地22、大丸株式会社道東支店、支店長樽木英樹氏でございます。

納入期日につきましては、平成29年8月18日でございます。

14ページ右側に購入の内訳書を貼付しておりますので、御参照をお願いしたいと思います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めま

す。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第43号パソコン等購入売買契約についての件の採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第43号パソコン等購入売買契約についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第44号

○議長（吉田敏男君） 日程第9 議案第44号除雪トラック購入売買契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま、議題となりました議案第44号除雪トラック（雪寒機械）購入売買契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成29年4月27日、足寄町財務規則に基づき、指名競争入札に付した除雪トラック（雪寒機械）購入について、下記のとおり売買契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、除雪トラック（雪寒機械）購入。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、4,434万4,800円で

ございます。

契約の相手方は、帯広市西21条北1丁目3番12号、UDトラックス道東株式会社、代表取締役金尾泰明氏でございます。

納入期日につきましては、平成30年3月30日でございます。

16ページに外観図を貼付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第44号除雪トラック（雪寒機械）購入売買契約についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第44号除雪トラック（雪寒機械）購入売買契約についての件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第45号

○議長（吉田敏男君） 日程第10 議案第45号はるにれ団地公営住宅新築建築主体工事請負契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま、議題となりました議案第45号はるにれ団地公営住宅新築建築主体（3号棟）工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成29年5月10日、足寄町財務規則に基づき、指名競争入札に付した、はるにれ団地公営住宅新築建築主体（3号棟）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、はるにれ団地公営住宅新築建築主体（3号棟）工事。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、7,322万4,000円。

契約の相手方は、足寄町南1条4丁目6番地2、株式会社森下組、代表取締役森下郁男氏でございます。

工期は、平成29年12月11日でございます。

工事概要につきましては、19ページの全体配置図をごらんいただきたいと思いますが、19ページの左下に3号棟といたしまして、工事場所は足寄町北2条4丁目60番地1、構造は木造平屋建て1棟5戸、延べ床面積359.32平方メートルでございます。

20ページ、21ページに平面図、立面図を貼付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどをよろしく願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めま

す。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第45号はるにれ団地公営住宅新築建築主体(3号棟)工事請負契約についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第45号はるにれ団地公営住宅新築建築主体(3号棟)工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第46号

○議長(吉田敏男君) 日程第11 議案第46号はるにれ団地公営住宅新築建築主体(4号棟)工事請負契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長(大野雅司君) ただいま、議題となりました議案第46号はるにれ団地公営住宅新築建築主体(4号棟)工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成29年5月10日足寄町財務規則に基づき、指名競争入札に付した、はるにれ団地公営住宅新築建築主体(4号棟)工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、はるにれ団地公営住宅新築建築主体(4号棟)工事。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、6,123万6,000円。

契約の相手方は、足寄町南1条4丁目6番地2、株式会社森下組、代表取締役森下郁男氏でございます。

工期は、平成29年12月11日でございます。

工事概要につきましては、19ページの全体配置図をごらんいただきたいと思いますが、19ページの左下に4号棟といたしまして、工事場所は足寄町北2条4丁目60番地1、構造は木造平屋建て1棟4戸、延べ床面積294.65平方メートルでございます。

22ページ、23ページに平面図、立面図を貼付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

7番田利議員。

○7番(田利正文君) 22ページの図を見ますと、玄関の通路があつて、入り口の左右のところの道路との段差というのは、今ある団地みたいに段差がついているのでしょうか、それともきれいにフラットになっているのでしょうか。

そこのところをちょっと聞きたいのです。

○議長(吉田敏男君) 答弁、総務課長。

○総務課長(大野雅司君) お答えいたします。

若干の段差はついている状況でございます。

北区でも施したように、この後、修繕等でそれが不都合なようでしたら、ならしていくことも可能かと思っておりますので検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） 可能ならば、つくる前からきれいにフラットにしていれば入居される方も安心できるのではないかなという思いはありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、質疑はございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第46号はるにれ団地公営住宅新築建築主体（4号棟）工事請負契約についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第46号はるにれ団地公営住宅新築建築主体（4号棟）工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第47号

○議長（吉田敏男君） 日程第12 議案第47号足寄町税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 松野孝君。

○住民課長（松野 孝君） ただいま、議題となりました議案第47号足寄町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、地方税法及

び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第26号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第27号）が、平成29年3月31日に公布され、いずれも原則として平成29年4月1日から施行されたことにより、本条例の一部を改正するものでございます。

法令の改正に準じた改正でございますので、改正条文の朗読は省略させていただきますが、主な改正条文について御説明申し上げます。

まず、第33条は所得割の課税標準についてです。

第61条は固定資産税の課税標準について、第61条の2は法第349条の3、第28項等の条例で定める割合について、第63条の2は施行規則第15条の3、第3項並びに第15条の3の2、第4項及び第5項の規定による補正の方法の申し出について、第63条の3は法第352条の2、第5項及び第6項の規定による固定資産税額の案分の申し出について、74条の2は被災住宅用地の申告について、いずれも改正するものでございます。

附則でございますが、第1条では、この条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用すること。

ただし、同条の第1号に掲げる規定につきましては平成31年1月1日から、同条第2号に掲げる規定につきましては都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することを規定するものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第47号足寄町税条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第47号足寄町税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第48号

○議長(吉田敏男君) 日程第13 議案第48号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 松野孝君。

○住民課長(松野 孝君) ただいま、議題となりました議案第48号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第118号)が平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されたことにより、本条例の一部を改正するものでございます。

改正条文の朗読につきましては省略させていただきます。

改正の内容につきましては、国民健康保険

税の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法を変更いたすもので、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数に乘すべき金額を26万5,000円から27万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきましては被保険者数に乘すべき金額を48万円から49万円に、それぞれ改めるものでございます。

附則でございますが、第1条では、この条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用すること、第2条では、平成28年度分までの国民健康保険税については従前の例によることを規定するものでございます。

39ページに、新旧対照表を貼付してございますので御参照願います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第48号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第48号足寄町国民健康

保険税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第49号

○議長（吉田敏男君） 日程第14 議案第49号平成29年度足寄町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま、議題となりました議案第49号平成29年度足寄町一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算つづり1ページをお願いいたします。

議案第49号平成29年度足寄町一般会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ979万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億2,656万6,000円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第14目企画振興費、第13節委託料におきまして、多目的交流施設増築実施設計業務といたしまして623万4,000円を計上いたしました。

第15目新エネルギー対策費におきまして、再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業といたしまして、鉱業権設定支援業務委託料など合わせて198万3,000円を計上いたしました。

以上で歳出を終わり、次に歳入について申し上げます。

6ページにお戻りください。

第18款繰入金、第1項基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金といたしまして949万8,000円を計上いたしました。

以上で、議案第49号平成29年度足寄町

一般会計補正予算（第1号）の提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

6ページをお開きください。

6ページから9ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第49号平成29年度足寄町一般会計補正予算（第1号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第49号平成29年度足寄町一般会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 閉会宣告

○議長（吉田敏男君） これをもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了をいたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成29年第2回足寄町議会臨時会を閉会をいたします。

午前11時43分 閉会